

# ビタミンM No.56

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成29年1月号)

＜今月のトピックス＞

- ・ 同一労働同一賃金ガイドライン案
- ・ 子の看護休暇と介護休暇の半日取得

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## 同一労働同一賃金ガイドライン案

政府は、いわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指し、平成28年12月20日に「同一労働同一賃金ガイドライン案」を策定しました。このガイドライン案は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理でないものかを示したものであり、基本給、賞与、手当などをはじめとした待遇全般について「問題とならない例」「問題となる例」という形で具体的に挙げられています。

※同一労働同一賃金ガイドライン案 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/dai5/siryou3.pdf>) より一部抜粋

基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給しようとする場合

＜問題とならない例＞・基本給について労働者の勤続年数に応じて支給しているA社において、有期雇用労働者であるXに対し、勤続年数について**当初の雇用契約開始時から通算して勤続年数を評価した上で支給**している。

＜問題となる例＞・基本給について労働者の勤続年数に応じて支給しているB社において、有期雇用労働者であるXに対し、勤続年数について**当初の雇用契約開始時から通算せず、その時点の雇用契約の期間のみの評価により支給**している。

賞与について、会社の業績等への貢献に応じて支給しようとする場合

＜問題となる例①＞・賞与について、会社の業績等への貢献に応じた支給をしているC社において、無期雇用フルタイム労働者であるXと同一の会社業績への貢献がある有期雇用労働者であるYに対して、Xと**同一の支給をしていない**。

＜問題となる例②＞・賞与について、D社においては、無期雇用フルタイム労働者には職務内容や貢献度にかかわらず全員に支給しているが、**有期雇用労働者又はパートタイム労働者には支給していない**。

今後、この政府のガイドライン案をもとに、法改正の立案作業が進められ、国会審議を踏まえて最終的に確定する予定です。

## 子の看護休暇と介護休暇の半日取得

介護休暇を請求してきた従業員がいるのですが、1月からの育児・介護休業法の改正により、半日取得が可能になったのですよね？



①

はい、子の看護休暇と介護休暇は、従来1日単位のみ取得可能でしたが、平成29年1月1日より、半日単位での取得もできるようになりました。なお、半日とは「1日の所定労働時間の2分の1」を言います。ただし、1日の所定労働時間が4時間以下の場合は、半日単位では取得できず、1日単位のみです。



②

半日の単位を例えば、午前3時間、午後5時間とすることはできないのでしょうか？



③

1日の所定労働時間の2分の1以外の時間数を半日と定めた場合は、以下の事項を定めた労使協定を締結することで可能になります。

- ①対象となる労働者の範囲
- ②取得の単位となる時間数
- ③休暇1日当たりの時間数



④

休暇を取得する場合、当日の急な申出もできるのでしょうか？



⑤

子の看護休暇は、子どもが急に熱を出した等突発的な事態に対応できるよう、休暇取得当日の申出も認められます。また、文書でなく口頭での申出も認めなければなりません。介護休暇も同様です。なお、休暇を取得した日または時間について賃金を支払わないことは差し支えありません。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者：社会保険労務士 岩田健

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H28.12.21  
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG